

2 都市施設と整備基準の概要

(1) 対象施設

■ 1 建築物

都 市 施 設			特定都市施設
(1) 官公庁舎施設等	ア～ウ	郵便局、税務署、社会保険事務所、法務局、公共職業安定所、地方振興局、保健所、警察署、児童相談所、市役所等	すべて
	エ～オ	上記に掲げる施設以外の官公庁施設及び公園、公社等	用途面積100㎡以上のもの
(2) 医療施設等	ア～ウ	病院、有床診療所、助産所	すべて
	エ～カ	無床診療所、施術所（鍼灸院、接骨院）	用途面積100㎡以上のもの
(3) 保健福祉施設等	ア～ケ	老人福祉施設、身体障害者福祉施設、福祉センター、介護老人保健施設、保健センター、救護施設、肢体不自由児施設、医療保護施設等	すべて
	コ～テ	視聴覚障害者情報提供施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者更生施設（福祉工場）、精神障害者授産施設、児童厚生施設、共同作業所、保育所、隣保館等	用途面積100㎡以上のもの
(4) 文化教養施設等		図書館、博物館、美術館等	すべて
(5) 火葬場		火葬場	
(6) 公衆便所		公衆便所	
(7) 集会施設		集会場、公会堂、公民館、冠婚葬祭施設、研修施設等	用途面積100㎡以上のもの
(8) 教育施設等		小・中学校、高等学校、盲・聾・養護学校、大学、幼稚園、専修学校、各種学校等	
(9) 金融機関等の店舗		銀行、信用金庫、労働金庫、国民生活金融公庫、信用組合、農業協同組合、証券取引所、質屋、貸金業等	
(10) 公益事業の店舗		ガス事業、電力事業、電気通信事業を営む店舗等	
(11) 飲食店		食堂、レストラン、喫茶店等	
(12) 物品販売業等店舗		百貨店、マーケット、洋品店、コンビニエンスストア、食料品店、ガソリンスタンド等	
(13) サービス業店舗		理容所、美容院、旅行代理店、クリーニング店（取次店）、貸衣装店、犬猫病院等	
(14) 公衆浴場		公衆浴場	
(15) 運動施設		体育館、水泳場、ボウリング場、スケート場、クラブハウス、スポーツ練習場等	
(16) 興行施設		劇場、映画館、観覧場、演芸場等	
(17) 遊興施設		麻雀屋、カラオケボックス、ゲームセンター、パチンコ店等	
(18) 展示施設		展示場、資料館等	
(19) 観光施設		展望所、休憩所、案内所等（社寺、史跡を除く）	
(20) 宿泊施設		ホテル、旅館、ビジネスホテル、民宿等	
(21) 自動車車庫		建築物となる駐車施設	
(22) 事務所		事務所	
(23) 工場等		工場、研究所、卸売市場等	用途面積3,000㎡以上のもの
(24) 共同住宅		マンション、アパート、公営住宅、寄宿舍等	用途面積2,000㎡以上のもの
(25) 公共交通機関の施設		鉄道の駅、バスセンター等	すべて
(26) 複数構成施設の共用部分		(1) から (25) の項までのうち2以上の項に掲げる施設で構成される施設の共用部分	全体面積3,000㎡以上のもの

■ 2 建築物以外の公共交通機関の施設

都 市 施 設		特定都市施設
建築物以外の公共交通機関の施設	「1(25)公共交通機関の施設」以外の公共交通機関の施設 プラットホーム、乗降デッキ、通路等	すべて

■ 3 道 路

都 市 施 設		特定都市施設
(1)	道路法による道路	すべて
(2)	開発行為により整備される道路	
	国道、県道、市道 都市計画法の規定による開発行為の許可に基づく道路、土地区画整理法の規定による許可を受けて整備される道路、岡山県土保条例による開発行為の許可に基づく道路	

■ 4 公 園

都 市 施 設		特定都市施設
(1)	都市公園等	すべて
(2)	自然公園等	
(3)	開発行為により整備される公園	用途面積2,500㎡以上のもの
(4)	その他の公園	
	都市公園、児童遊園 自然公園、キャンプ場、寺社及び史跡で一般観覧の用に供する部分 都市計画法の規定による開発行為の許可に基づく公園 土地区画整理法の規定による許可を受けて整備される公園 岡山県土保条例による開発行為の許可に基づく公園 動物園、植物園、遊園地等	

■ 5 路外駐車場

都 市 施 設		特定都市施設
路外駐車場	都市計画区域内の路外駐車場で駐車料金を徴収するもの	用途面積500㎡以上のもの

都 市 施 設 と は

不特定多数の人が利用する施設やそれに準じる施設で、整備基準に適合させるよう努めなければならない施設です。

特定都市施設とは

都市施設のうち、特に整備を促進しなければならない施設です。

用 途 面 積 と は

当該施設の用途に供する部分の面積（建築物にあっては床面積）をいいます。

(3) 届出・協議の対象となる整備項目

■ 特定生活関連施設の新築等の届出・協議対象整備項目適用表

建築物

(建築物：その1)

項 目	小項目	都市施設	別表第1の項に該当																								25 公共交通機関の施設				26 複数構成施設の 共用部分	
			1 官公庁舎施設等 アウ	2 医療施設等 アウ	3 保健福祉施設等 アウ	4 文化教養施設等 アウ	5 火葬場	6 公衆便所	1 官公庁舎施設等 エウ	2 医療施設等 エウ	3 保健福祉施設等 エウ	7 集会施設 エウ	8 教育施設等 エウ	9 金融機関等の店舗	10 公益事業の店舗	11 飲食店	12 物品販売業等店舗	13 サービス業店舗	14 公衆浴場	15 運動施設	16 興行施設	17 遊興施設	18 展示施設	19 観光施設	20 宿泊施設	21 自動車車庫	22 事務所	23 工場等	24 共同住宅 ※①			
			すべて					100㎡以上				100㎡以上														3,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	すべて	2以上の用途で 構成される施設 の共用部分			
			用途面積 等	すべて	用途面積(㎡)				用途面積(㎡)				300㎡ 未満	300㎡ 以上 1,000㎡ 未満	1,000㎡ 以上 2,000㎡ 未満	2,000㎡ 以上	300㎡ 未満	300㎡ 以上 1,000㎡ 未満	1,000㎡ 以上 2,000㎡ 未満	2,000㎡ 以上	すべて	すべて	乗降客区分 (人)			用途面積 (㎡)						
300㎡ 未満	300㎡ 以上 1,000㎡ 未満	1,000㎡ 以上 2,000㎡ 未満			2,000㎡ 以上	2,000 人未満	2,000 人以上 5,000人 未満	5,000 人以上	3,000 ㎡以上																							
(1) 出入口	地上に通じる出入口		○					○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
(2) 敷地内の 通路	1) 通路 2) 道等に至るまでの 1以上の通路 3) 傾斜路		○					○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
(3) 廊下等及び 各室の出入口	1) 廊下 2) 傾斜路 3) 各室の出入口		○					○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
(4) 階段	階段		○					○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
(5) 便所※②	1) 腰掛式便器 2) 男子用小便器		○					○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
(6) 車いす使用 者用便房	車いす使用者用便房		○					○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
(7) 駐車施設	1) 車いす使用者用 駐車施設 2) 通路		○					○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
(8) 視覚障害者 誘導装置等 ※③	1) 出入口から道路 2) 出入口から受付等 3) 傾斜路等の上端 及び下端 4) 階段等の上端 及び下端		○					○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
(9) エレベーター ※④	エレベーター		○									○												○		○		○		○		○
(10) 受付カウンター 及び記載台	受付カウンター 及び記載台		○					○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
(11) 公衆電話所	1) 公衆電話所 2) 出入口		○					○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
(12) 券売機	券売機		○					○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
(13) 改札口等	改札口、レジ通路		○					○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	

◎印：整備基準の対象及び届出等の対象となる整備項目を示す。
○印：整備基準の対象となる整備項目を示す。

(建築物：その2)

項 目	小項目	都市施設	別表第1の項に該当																																						
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26										
			官公庁舎施設等 アウ	医療施設等 アウ	保健福祉施設等 アケ	文化教養施設等 アケ	火葬場	公衆便所	官公庁舎施設等 エオ	医療施設等 エカ	保健福祉施設等 コテ	集会施設	教育施設等	金融機関等の店舗	公益事業の店舗	飲食店	物品販売業等店舗	サービス業店舗	公衆浴場	運動施設	興行施設	遊興施設	展示施設	観光施設	宿泊施設	自動車庫	事務所	工場等	共同住宅 ※①	公共交通機関の施設	複数構成施設の 共用部分										
			2以上の用途で 構成される施設	建築物全体の用 途面積300㎡以上	乗降区分 (人)	用途面積 (㎡)																																			
別表第3の 項に該当			すべて			用途面積(㎡)				用途面積(㎡)				用途面積(㎡)				すべて				すべて				すべて															
別表第2の 項に該当			すべて			300㎡未満				300㎡以上 1,000㎡未満				1,000㎡以上 2,000㎡未満				2,000㎡以上				すべて				すべて				2,000人以上 5,000人未満				5,000人以上				3,000㎡以上			
(14) 館内案内所	館内案内板		○				○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○											
(15) 観客席	1) 車いす使用者 観客席、観覧席 2) 出入口までの通路		○				○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○											
(16) 洗面所	洗面所		○				○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○											
(17) 浴室	浴室、脱衣所		○				○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○											
(18) 更衣室等	更衣室、シャワー室		○				○	○	○	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○											
項 目	小項目	都市施設	別表第1の項に該当																																						
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26										
			官公庁舎施設等 アウ	医療施設等 アウ	保健福祉施設等 アケ	文化教養施設等 アケ	火葬場	公衆便所	官公庁舎施設等 エオ	医療施設等 エカ	保健福祉施設等 コテ	集会施設	教育施設等	金融機関等の店舗	公益事業の店舗	飲食店	物品販売業等店舗	サービス業店舗	公衆浴場	運動施設	興行施設	遊興施設	展示施設	観光施設	宿泊施設	自動車庫	事務所	工場等	共同住宅 ※①	公共交通機関の施設	複数構成施設の 共用部分										
			授乳場所 (用途面積5,000㎡以上)	おむつ交換台 (用途面積2,000㎡以上)	乳幼児いす (用途面積2,000㎡以上)	客室 (車いす使用者用客室 (用途面積1,000㎡以上、 かつ客室100室以上)																																			
(19) 授乳場所	授乳場所 (用途面積5,000㎡以上)		○			○			○						○														○												
(20) おむつ交換台	おむつ交換台 (用途面積2,000㎡以上)		○			○			○		○				○					○									○												
(21) 乳幼児いす	乳幼児いす (用途面積2,000㎡以上)		○			○			○			○			○					○									○												
(22) 客室	車いす使用者用客室 (用途面積1,000㎡以上、 かつ客室100室以上)																							○																	

(凡例) ※①共用部分のみを対象とする。 ※②共同住宅は除く。 ※③教育施設、共同住宅は、「1) 出入口から道路」のみを適用する。
※④教育施設等は除く。

(注) (1) 出入口の適用については、すべての出入口ではなく、1以上の出入口を整備基準に適合するものとする。

(5) 便所、(6) 車いす使用者用便所、(7) 駐車施設については、多数の者が利用するものを設ける場合に適用する。

(10) 受付カウンター及び記載台から(18) 更衣室等までの整備項目については、多数の者が利用するものを設ける場合に適用する。

(15) 観客席については、固定席を設置する場合に適用する。